マージン率等の公開資料

2012年10月1日の派遣法改正により、マージン率の公開が義務付けられました。
当社では、事業年度ごとの労働派遣事業報告書に基づき、マージン率を公開いたします。

1.2025年度労働者派遣事業の実績とマージン率等

令和8年3月31日現在

許可番号	派 23 － 110016
許可年月日	平成14年1月1日
事業所名称	株式会社　東海興運
事業所所在地	〒446-0073　愛知県安城市篠目町二タ又17番地1

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 1日8時間当たりの平均	②派遣労働者の賃金 1日8時間当たりの平均	マージン率 (①−②)÷①
0	0	0	0	0.0%

◎マージン率とは
派遣先より株式会社東海興運に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

◎マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料・厚生年金保険料・介護保険料・雇用保険料・労災保険料等の会社負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人広告及びインターネット等）
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
	営業費用	事務所費・通信費等

2.教育訓練に関する事項

・事故時等における応急処置等
・ビジネスマナー教育
・情報セキュリオティー教育
・人材派遣のシステム（基礎）

3.その他福利厚生の制度など

育児・介護休業規定、株式会社東海興運の諸施設の利用など。